第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子化の進行により若年人口が減少する一方で、令和7年(2025年)にはいわゆる団塊の世代全てが75歳以上に、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進行していくことが見込まれています。本町においては、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者人口の割合は増加しており、令和2年10月1日現在で高齢化率は39.5%に達しています。今後、令和22年(2040年)には人口の約45%が高齢者になり、後期高齢者や認知症高齢者、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、支援を要する高齢者が大幅に増加することが予測されます。

こうした状況から、本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)を推進させ、地域住民や関係機関等と連携しながら各種施策を進めてきました。

「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、第7期計画での取組をさらに進め、令和7年(2025年)を目指した地域包括ケアシステムの推進や、令和22年(2040年)の社会保障制度上の課題を念頭に、高齢化の推移や介護サービス等のニーズを中長期的に見据えつつ、令和3年度から令和5年度までの3年間の高齢者に関する保健福祉施策や介護保険事業についての具体的内容を定めています。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

■ 高齢者保健福祉計画

本町における高齢者の福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画であり、全ての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とします。

■ 介護保険事業計画

高齢者福祉計画のうち介護や支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する部分を担う計画で、介護や支援を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

(2) 法的根拠

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく市町村老人福祉計画(老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく市町村介護保険事業計画(3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画)が、相互に連携することにより総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。

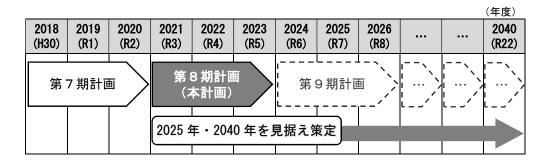
(3) 本計画の位置づけ

本計画は、本町における最上位計画である山田町総合計画(第9次長期計画・平成28年度~令和7年度)の施策の基本方向のひとつである「健やかで心温まる地域づくり」の実現に向けた高齢者福祉に関する個別計画です。福祉全体を対象とする山田町地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉に関連する他の計画との整合性を図って策定するほか、県の策定する高齢者福祉計画等の関連計画とも連携を図る必要があります。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

第8期となる本計画は、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点から事業を展開する時期として位置づけます。



4 計画策定体制

(1) 策定委員会の設置

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得ながら、 地域の実情に応じた展開が求められます。このため、町内の保健医療関係者、福祉関係者、 被保険者の代表、公募委員により構成される「第8期山田町介護保険事業計画策定委員会」 において意見を求めました。

なお、計画の進捗状況に関しては、介護保険事業運営協議会や地域包括支援センター運 営協議会等で随時評価することとしています。

(2) 各種調査及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、町民の生活実態や健康状態、高齢者施策等への考え方及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、各種アンケート調査を実施しました。また、本計画の内容について、広く町民の方からの意見を伺い、本計画の策定や今後の施策の参考とするため、令和2年12月22日から令和3年1月21日まで、パブリックコメントを実施しました。

■各種調査の概要

調査種別	調査対象者	回収数
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者全622人とその家族	401人 (64. 5%)
介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	要介護 1 ~ 5 以外の65歳以上の町民 998人	637人 (63.8%)
在宅生活改善調査	町内の居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事 業所の管理者等	11者 (100%)
居所変更実態調査	町内の老人福祉施設、老人保健施設及び認知症対応型共同 生活介護事業所の管理者	7者 (100%)
介護人材実態調査	町内の介護施設等、通所系事業所及び訪問系サービス事業 所の管理者等	19者 (100%)
介護保険サービス等意 向調査	①町内の介護施設・介護保険サービス事業所を運営する法人の代表者 ②その他の参入意向のある者	①13者 (100%) ②なし

5 法改正の概要

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する 法律」(令和2年法律第52号)による主な内容は次のとおりです。この法律による改正後の 関係法令は、令和3年4月から順次施行されます。

(1) 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行うこととされました。

(2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務、 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務などが規定されました。

(3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができるとされたほか、医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとされました。

(4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加することとされたほか、有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行うこととされました。

また、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置が さらに5年間延長されました。

(5) 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を 推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されました。